

自治基本条例（仮称：町民基本条例）に関するアンケート調査

《資料》

現在、訓子府町は自律に向けた体制づくりを進めています。少子高齢化や年々増加する国や道からの権限委譲に対する備えは待ったなしの状態です。また、年予算の25%を借金の支払いに使っている本町は、財政の健全化が大きな課題となっており、地方分権という大きな流れの中で、町民と議会と行政が一体となって町づくりを進める仕組みが必要となっています。

自治基本条例（仮称：町民基本条例）は、その仕組みづくりに欠かせないルールを定めるものです。行政は、常にわかりやすく町民に情報を提供し、町の大事な決め事には、町民も参加して最善の選択をする。そんな町を目指しています。

これからこの条例を作る参考とするため、アンケート調査にご協力をお願いします。

訓子府町長 菊池一春

■20歳以上の方にお聞きします。（該当する番号を、それぞれ世帯員ごとに右の回答欄に記入してください。）

【※この調査票1枚に世帯全員分を記入してください。】

問1：年齢は

- 1 20～60歳 2 61～75歳 3 76歳以上

世帯主 (回答欄)	家族1 (回答欄)	家族2 (回答欄)	家族3 (回答欄)	家族4 (回答欄)	家族5 (回答欄)	家族6 (回答欄)

問2：お住まいは

- 1 町内会 2 実践会

問3：自治基本条例をご存知ですか

- 1 町の懇談会や広報紙で知っている
2 新聞やテレビで見たことがある
3 知らなかった

問4：本町の自治基本条例づくりの進め方について最も近い考えはどれですか

- 1 条例づくりに町民が積極的にかかわる様にしてもらいたい
2 行政（役場）が一定の案を示し町民の意見で修正するのが良い
3 基本的に行政（役場）に任せるが内容の説明をきちんとしてほしい
4 よくわからない

問5：検討委員会を立ち上げて自治基本条例づくりを予定していますが・・・

- 1 検討委員会のメンバーとして条例づくりにかかわりたい
2 自分はかかわりたくないが一般の町民も多く参加したほうがよい
3 町内の各団体・組織の代表者を中心として進めるのがよい
4 検討委員会の必要性は感じない
5 よくわからない

～ご協力ありがとうございました。（裏面もご覧ください。）～

【町政に対するご提案・ご意見をお聞かせください。】

～お願い～

この調査票は、3月11日（火）までに次のいずれかの方法で提出してください。

- ◆提出方法1・・・直接、役場企画財政課に届けてください。
- ◆提出方法2・・・ご自宅のファックスを利用し役場に提出してください。（ファックス番号：47-2600）
- ◆提出方法3・・・各町内会・実践会の班長さん又は会長さんの自宅に届けてください。

○問合せ先：役場企画財政課企画係
電話：47-2115
FAX：47-2600